

北九州市障害者就労支援センター設置要綱

(目的)

第1条 就労支援を必要とする障害者(障害者の雇用の促進等に関する法律[昭和35年法律第123号]第2条第1号ないし第6号に規定する障害者をいう。以下同じ。)に対し、指導、助言、職場開拓その他の支援を行うことにより、障害者の雇用促進及び職業の安定を図るため、北九州市障害者就労支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び設置場所)

第2条 センターの名称及び設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 名称 北九州市障害者就労支援センター
- (2) 設置場所 北九州市戸畑区汐井町1番6号

(支援対象障害者)

第3条 センターでの支援の対象とする障害者は、就労を希望する者又は就労しているが職場定着のための支援を必要とする者で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 北九州市の区域内(以下「市内」という。)に居住するか、若しくは市内に存する障害者福祉施設に入所若しくは通所していること、又は市内の事業所で就労していること。
- (2) 満15歳以上であること。ただし中学校在学中の者を除く。

(運営主体)

第4条 センターの運営主体は、支援対象障害者に対し就労支援を行う者で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内において、雇用、福祉、保健、教育等関係機関及び企業等との連携による事業の実施が可能と認められること。
- (2) 業務に必要な職員を配置し、事業実施に必要な体制が確保できると認められること。
- (3) 現に就労支援実績があるか、又は確実に就労支援実績が見込めること。
- (4) 市内において、運営主体自らが運営する施設又は提携施設を確保し、就労に必要な訓練を行うことができること。

(センターの業務)

第5条 センターは次に掲げる業務を行う。

- (1) 支援対象障害者の就労及び就労に係る生活面に関する相談、指導及び助言
- (2) 支援対象障害者の就労先及び職場実習先の開拓に関すること。
- (3) 職場実習の仲介及び調整、並びに実習先企業と実習者間の意思疎通等の支援
- (4) 支援対象障害者の能力及び適性に応じた雇用の仲介
- (5) 就労中の支援対象障害者及び就労先企業に対し、職場定着支援を図るための指導、助言等
- (6) 市内の企業及び障害者福祉施設等において障害者の就労支援に携わる職員に対し、就労支援に関する技術指導や情報提供
- (7) 市内の企業に対する障害者雇用の啓発、企画及び提案に関すること。
- (8) その他、支援対象障害者への就労支援に必要な業務

(北九州障害者就業・生活支援センターとの連携)

第6条 センター設置の目的に従い、前条に規定する業務を円滑かつ効果的に実施するため、北九州障害者就業・生活支援センター(以下「就業・生活支援センター」という。)と緊密な連携を図り、一体的に活動するものとする。

2 センターと就業・生活支援センターとが一体的に活動するにあたり、具体的な連携方法や役割分担等は、双方協議のうえ別途定めることとする。

(その他関係機関等との連携)

第7条 センターは、就業・生活支援センターのほか、公共職業安定所、障害者職業センター、就労移行支援事業者、医療機関、障害者福祉施設、特別支援学校等の関係機関、及び経済団体等と十分な連携を図り、第5条に規定する業務の着実な遂行に努めるものとする。

(秘密の保持)

第8条 センターの運営に従事する者又はその職にあった者は、センターの運営上知り得た個人情報その他の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、保健福祉局長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年1月15日から施行する。